

現状及び長期の在留期間の必要性

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、帰国が困難な留学生、技能実習生等の中長期在留者に対しては、3か月以下の在留資格を許可
- 帰国便等の状況の改善が見通せない中で、少なくとも3か月に1回は地方出入国在留管理局の窓口を訪れる必要があり、感染拡大防止の観点からは、可能な限り長期の在留期間を許可することが望ましい
- 他方で、中長期間在留する者に対しては、在留カードの所持、住居地の届出等の義務を課し、適切な在留管理を行うことが必要

今後の方針

留学生
(就労希望)

現行の取扱い

「短期滞在(90日)」



今後の取扱い

「特定活動(週28時間以内のアルバイト可・6か月)」

技能実習生
(就労希望)

現行の取扱い

「特定活動(就労可・3か月)」



今後の取扱い

「特定活動(就労可・6か月)」

留学生・技能実習生
(就労希望なし)

現行の取扱い

「短期滞在(90日)」



今後の取扱い

「特定活動(就労不可・6か月)」

※ 東京出入国在留管理局においては、帰国困難者として「短期滞在」又は「特定活動」を許可されている者からの在留期間更新許可申請等を原則として郵送で受付